

部活動に係る活動方針

平成31年4月
武岡台高等学校

「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」（鹿児島県教育委員会 平成31年3月）を踏まえ、本校部活動に係る活動方針を以下のように策定する。

1 基本的考え方

知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むために、運動部活動においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る。文化部活動においては、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動をとおして、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努める。また、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むことに留意する。

2 活動方針

(1) 活動日について

原則として週当たり2日以上 of 休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上 of 休養日とする。）

なお、大会前等で休養日を設定できない場合等は、休養日の調整を行うことにより、年間をとおして週当たり2日以上に相当する休養日を確保すること。

(2) 1日の活動時間について

ア 平日は原則18時30分までとし、19時には完全下校とする。

ただし、大会前等においては、30分の活動延長を申請することができる。

イ 週末、祝日、長期休業中の平日及び課外授業日については、3時間程度とする。

ウ 練習試合や合宿等については、事前に計画を立て、承認を受けること。

また、その際は、事前に保護者への承諾を得ることや生徒や保護者の過度な負担とならないよう配慮すること。

(3) 部活動停止期間について

中間考査や期末考査など、定期考査等の1週間前から部活動停止期間とする。

ただし、大会前等においては、1時間程度の特別練習を申請することができる。

(4) 活動計画について

年度当初に、年間活動計画を策定し、校長へ提出する。また、年間活動計画を基に、毎月の活動計画を策定し、部員及び保護者へ周知を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組について

(1) 校長及び部顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止、及び体罰やハラスメントの根絶を徹底する。

(2) 部顧問は、過度な練習が、スポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことを正しく理解し、競技種目・分野の特性等を踏まえた科学的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。